

海外経済要録

国際機関

◇IMF一般借入取決め(GAB)に基づくスイス・米国の取決め

スイスの一般借入取決め(General Arrangements to Borrow)への参加(2億ドル相当額)は、同国がIMFの加盟国でないため同国と取決め参加10か国との個別協定のかわりに行なわれることとされていたところ、このほどスイス国民銀行と米国ニューヨーク連邦準備銀行(連邦準備制度の代理人)との間に中期相互信用についての協定が締結され、この旨11月23日発表された。

(注) 昭和39年6月号「要録」参照。

米州諸国

◇米国、第3四半期の対外金売買高41百万ドルの買入超

12月2日の財務省発表によれば、1964年第3四半期中の外国公的機関との間の金売買高は、前期(95百万ドルの買入超)に続いて41百万ドルの買入超となった。これは主として、金プール買超額のうちの米国シェア(表では英国の欄に含まれる)が引き続き大きいためであるとみられる。

米国の対外金売買高

(単位・百万ドル)
(-売超 +買入超)

	1964年 第3四半期	年初来合計	1963年
オーストリア	—	— 55	— 82
ブラジル	— 1	+ 26	+ 72
コロンビア	+ 10	+ 10	—
フランス	— 101	— 304	— 518
西ドイツ	— 25	— 225	—
イタリア	—	+ 200	—
スイス	—	— 30	—
英国	+ 163	+ 493	+ 329
その他	— 5	— 7	— 193
合計	+ 41	+ 108	— 392

◇米国、IMF引出し

米国は、12月7日、125百万ドル相当額のドイツ・マルクをIMFから引き出した旨発表した。引き出した通

貨は従来と同様IMFに返済をしようとする加盟国に対しドル対価で売却される。今回の引出しは5回目、引き出し累計は525百万ドル相当額となった。

米国のIMF引出し

	年月	金額 (百万ドル相当額)
第1回	1964.2	125
2	5	125
3	9	50
4	9	100
5	12	125
累計		525

1963年7月22日締結の5億ドルのスタンバイに基づくもの
1964年7月22日締結の5億ドルのスタンバイに基づくもの

欧州およびアフリカ諸国

◇EEC理事会、統一穀物価格につき合意成立

EEC理事会は12月15日、かねて懸案となっていた統一穀物価格設定を中心とする共通農業政策につき、下記の点で合意に達した。

- (1) 統一穀物価格を1967年7月1日から実施する。
- (2) 統一穀物価格の水準を次のとおりとする。

軟質小麦 1トン当り425マルク、大麦 同365マルク、硬質小麦 同580マルク、ライ麦 375マルク、とうもろこし 362.5マルク(ただしイタリアのみ332.5マルク)。

(3) 統一穀物価格設定により生ずる農民所得の減少に対する補償は、西ドイツに対しては初年度560百万マルク、第2年度374百万マルク、第3年度187百万マルクとし、イタリアに対しては初年度260百万マルク、第2年度176百万マルク、第3年度88百万マルクとする。

(4) 農業指導保証基金に対するイタリアの出資割当て(現行は加盟国割当て総額の28%)を1965年度18%、1966年度22%とする。

統一穀物価格設定については、昨年末原則的に合意が成立したが細目の決定は本年に持ち越されていた。本年にはいり、国内に後進的農業を抱える西ドイツは再三穀物価格引下げに抵抗したため、委員会は5月、統一価格の実施は1966年度(穀物年度は7月から翌年6月まで)から行なうとのマンズホルト修正案(当初案は1964年度から実施)を提出した。しかし6月の理事会では、本年度の穀物価格を現状維持とし、マンズホルト修正案については12月15日までに態度を決めることが決定されたに

とどまった。12月に至り恒例のマラソ討議の結果、西ドイツは価格引下げに同意する代わりに実施をマンスホルト案よりも1年遅らせ、またイタリアは農業指導保証基金に対する出資割当て額を減らすことによって各国の合意が成立したものである。

統一価格実施により各国の穀物価格は、西ドイツは11～15%の引下げ、フランスは小麦、大麦が8～10%の引上げ、とうもろこしは変わらず、イタリアは小麦が11%引下げ、大麦、とうもろこしが10～20%の引上げとなる。この結果、フランスをはじめとする各国は農民所得が増加しこれに刺激されて生産が増加する可能性が強い反面、価格引下げとなる西ドイツでは一時的補償はあっても農民所得が減少するため、農作物の生産転換さらには農業から工業への労働移動が起こることも考えられる。

今回の決定は西ドイツの大幅譲歩によって実現したものであるだけに、西ドイツは今後その代償として工業製品の域内関税引下げ促進を強く主張するものと思われる、関税同盟促進に関する委員会案(Initiative 1964、10月号「国別動向」参照)が明年中に採択される見通しも強まってきた。この意味で今回の決定は、EECが単なる関税問題から経済同盟へ発展して行く上で画期的意義をもつものである。またケネディ・ラウンドにおける農産物の取扱いに関しての前提条件が整った点でも、重要な決定といえよう。

◇英国、10億ドルのIMFスタンバイ引出し

英国では本年8月8日以降締結しているIMFとの10億ドルのスタンバイ取決めに基づき12月2日全額10億ドルの引出しを実行した(各通貨別引当額については前月号「要録」参照)。なお、今回引当額の一部は本年9月以降英国に対して行なわれた欧州およびカナダ⁷か国各中央銀行によるバーセル方式援助の返済に充当されたものとみられる。

◇英蘭銀行総裁、市中銀行貸出方針に関する書信発出

英蘭銀行では、12月8日クローマー総裁名によりロンドン手形交換所加盟銀行委員会議長あてに市中銀行の貸出方針に関する書信を送った。なお、同時に同文の書信が他の各種銀行協会、英国保険協会、建築組合協会、賦払信用協会などに対しても送付された。本書信の概要は次のとおりである。

市中銀行の貸出増加率はとくに夏以降からきわめて高くなっているが、銀行の流動性の状況からみれば(注)このような貸出増加を長期間継続する余地があるとはみら

れず、いまや貸出増加率を減少させることが必要である。市中銀行は現在の28%の流動性最低比率の要請からみて明年初には流動性にかかなりのひっ迫をみずからもたらすこととなろう。したがって、今後市中銀行としては、①輸出関係貸出をできる限り優先せしめるとともに、製造工業の生産的投資および地域開発関係の貸出について十分配慮を加えるべきであるが、②他方、国家的意義の低い業種への諸貸出(建築、不動産関係貸出、個人や自由職業に対する貸出および賦払信用関係貸出など)については制限を加えて、資金を重要度の高い貸出に振り向けるよう貸出方針を検討することを要請する。

(注) 1. 加盟銀行貸出増加率	本年6～11月	+6.4%
	前年同期	+1.7%
2. 加盟銀行流動比率	本年11月末	30.2%
	(とくに流動比率の低い銀行は、ロイド銀行29.1%、ウェストミンスター銀行29.3%、ディストリクト銀行28.5%である)	
	前年同月末	32.2%

◇英国、明年度実施予定の法人税および資本利得税の概要発表

カラハン蔵相は、12月8日議会に対し11月11日補正予算発表の際明らかにした明年度実施予定の法人税(corporation tax)および資本利得税(capital gains tax)の概要に関する回答書を提出した。その概要は次のとおり(前月号「要録」参照)。

(1) 法人税

イ. 本税は法人企業に対する現行の所得税(income tax)および収益税(profits tax)に代わるものであり、その税率は各法人の総所得に対し一律(flat rate)とする。

ロ. ただし、たとえば生命保険会社などの特別な法人に対しては、特例を設ける予定であり、また、一般法人の次の所得あるいは支出に対しては課税を免除する。

① 通常(normal)の範囲における利子(interest)および諸手数料(charge)支出

② 海外において課税対象となっている法人所得

③ Investment Trust Company および Unit Trust(注)の配当金支出

(注) Investment Trust Co. と Unit Trust は英国における投資信託の二つの型であるが、前者はいわゆる「会社型」投資信託として会社自体が普通株を発行し市場で売買されるが、後者はあるまとまった額の基金(fund)が多くの unit に分割され、この unit が一般に売り出されるものである(なお基金の資産は銀行などの受託者(Trustee)によって保管され、その運用は管理会社(Management Co.)によって行なわれている)。

④ 慈善事業および退職手当資金

④ 親会社が受け取ったその子会社からの配当金

ハ. 減価償却(Capital allowance)については現行所得税の場合と同様の扱いとする。

ニ. いわゆる Oneman company のごとき脱税目的の法人に対しては利益留保を困難にする措置を講ずる。

(2) 資本利得税

次の場合を除きすべての保有資産の処分に基づく利得に対して一律に本税を課する。

イ. 居住家産の処分から生じた利得

ロ. 貯蓄証書(saving certificate)および開発債券(national development bond)から生じた所得

ハ. 生命保険の満期到来および途中解約に伴う利得

ニ. 家財の売却が1,000ポンド未満の場合の利得

ホ. 非居住者が英国国内での証券投資によって得た利得

ヘ. プレミアム付債券の割増金、フットボール賭け金(football pool)配当および富くじによる賞金(betting winnings)

ト. 死亡によって生じた利得のうち 5,000 ポンド以下の額

◇英国、マーチャント・バンク Knowles and Foster の破綻について

英国のマーチャント・バンク Knowles and Foster(注)は、12月10日経営の行き詰りから清算にはいる旨発表した。

なお、同行の欠損額は非公式に2～4百万ポンド程度とみられている。

(注) 設立	1828年
主要業務	銀行業務(主たる与信は船積金融)、輸出入取引(主たる取扱品目は穀物、採油用種子)、保険仲介業(なお、同行は銀行業務を行なっているが、引受商社委員会のメンバーではないので、シティ筋では通常のマーチャント・バンクとはみていない)
資 本	授權 300 千ポンド(払込済み 275 千ポンド)
本 支 店	本店 ロンドン(従業員約 100 名)子会社ブラジル、カナダ 代理店 アルゼンチン、ブラジル、チリ、パラグアイ、ペルー、ウルガイ、ポルトガル、南アフリカ
取引銀行	Midland Bank および Bank of London and South Africa(N.Y. での取引先)

同行の経営破綻の原因については、①同行輸出入取引の支柱であった南米における採油用種子、穀物取引において数百万ポンドの損失をこうむり、また、同社の取引先たるフィリピンのコプラ業者の破産が影響したとみられること、②このため最近は相当高利の短期借入による繰回しを余儀なくされていたところ英蘭銀行公定歩合引上げを契機に借入難および金利負担増高をみるに至った

こと、③しかも最近のポンド不安から同行に対する海外取引先からの預金が引き出されたこと、などによるものとみられている。なお、同行破綻による影響については、同行の経営規模は零細であり、業務内容も特殊な分野に限られているため、ユーロ・ダラー市場などシテイに連鎖反応が起こるような事態はまずないものとみられている。

◇西ドイツ家賃統制の緩和

さる11月上旬西ドイツ政府は、最近における家屋維持費の高騰にかんがみ、従来の家賃統制を大要次のとおり改訂する旨決定した。

(1) 1966年1月1日以降、通貨改革(1949年)以前に建築された125万戸の住宅につき、25%の家賃値上げを認める。

(2) ただし、当初予定されていた家賃統制撤廃時期(1965年12月31日)を1967年12月31日に延期する。

今回の措置により、西ドイツの家賃統制は実質的にかなり緩和され、都市部のごく少数の住宅についてのみ家賃統制が存続する結果になるものとみられている。

◇フランス、流動比率の引下げ

フランス銀行は12月10日、12月末の流動比率(Coefficient de trésorerie)を現行の34%から1%下げて33%とすることを決定した。フランス銀行は10月上旬、季節的金融調整措置として、金融市場のひっ迫が見込まれる10月から12月までの3か月間に限り流動比率を従来の36%から34%に引き下げることと決定していた(10月号「要録」参照)。当局の説明によれば、今回の措置も年末金融繁忙化に対処すべく前回の措置を一步進めたものであって、引締め政策維持の基本方針には変わりないとされている。なお今回の1%引下げは市中銀行にとって約7億フランの資金繰り緩和要因となる。

◇フランス、有価証券場外取引の禁止

フランス国民議会は12月上旬、有価証券の場外取引を今後禁止するという政府案を可決した。フランスでは法人および個人が上場有価証券(とくに株式)を上場価格よりもかなり低い価格で場外において取引する傾向がここ数年来急速に高まり、これが取引所取引量を減少させる一因となっていた。上記の政府案はかかる傾向を是正し証券市場の正常化をはかることを主たるねらいとしたものであるが、同時に外国株式に対する監督を強化しようとの意図が背後にあるものとみられている。

◇スイス、地方銀行の証券センター設立

さる11月下旬、スイス地方銀行56行は、最近における中長期資金需要の増大に対処し、これまでの主として貯蓄預金受け入れによる資金吸収に加え、今後は金融債発行による資金獲得を積極化することをねらいとして、証券センター(Emissionszentrale schweizerischer Lokalbanken)の設立を決定した。同センターの運営方針は大要次のとおり。

(1) 協同組合組織とし、参加銀行の割当て(Beteiligungsquote)総額(当初6.6百万フラン)の範囲内でセンター名義の金融債を発行し、発行代り金は、参加各行に配分貸付ける。

(2) 同センターは銀行業務を行わず、またいかなる利潤もあげない。

(3) 参加銀行は、その割当て額を限度として、証券センター発行債の保有者に対し債務返還の責任を負う。

(4) 本部はチューリッヒに置き、初代理事長には Emilio Albisetti 氏(現ベルン Spar-und Leihkasse 銀行役員)が就任の予定。

◇デンマーク国民銀行、証券担保貸出限度を引上げ

デンマーク国民銀行は、11月18日以降証券担保貸出限度を担保価額の75%(従来は50%)に引き上げた。

国民銀行の証券担保貸出は、国民銀行が各市中銀行ごとに定める貸出枠の範囲内で、担保として差入れられる証券の市場価格を基準として行なわれているが、ここ2～3ヵ月証券価格がかなり低落したため、市中銀行の借入限度は相当縮小される結果となった。加えて年末を控え金融市場は一段とひっ迫の度を増し、これが証券市場の不振に拍車をかけていた。

今回の措置は、こうした背景の下に、11～12月の金融繁忙期に対処するための一時的措置として実施されたものであり、国民銀行は従来の引締め政策の基調をなんら変えるものではない旨を強調している。また金融界でも、今回の措置によって証券市場の立ち直りは必ずしも期待できないとみている。

◇ベルギー国民銀行、TB担保貸付金利を引上げ

ベルギー国民銀行は12月18日、130日以内のTBを担保とする貸付金利を0.25%引き上げ5.25%とした(公定割引歩合、131日から1年までのTBを担保とする貸付およびその他公債担保貸付の金利は据置き)。

ベルギーの景気過熱化傾向は、さる7月の公定歩合引上げ(0.5%引上げ)を契機として、秋口以降着きぎみに推移しているが、賃金、物価の騰勢はなお根強く続

いており、また賃金の物価スライド制廃止、建築活動制限等を内容とすいわゆる'Spinoy plan(Spinoy 経済大臣が提案した経済安定化計画)が議会の反対により廃案となったこともあって、景気上昇力はなお余蘊を残している。ベルギー国民銀行ではすでにきびしい金融引締め政策を実施しているだけに、今後の施策は均衡財政を中心とする総合政策に待つべきものと考えているが、たまたま年末要因から市中短期金利水準が上昇、短期国債の入札レートも最近5.25%に上昇したのに伴い、市中実勢との調整をはかるため今回、上記貸付金利を引き上げたものである。

◇南アフリカ準備銀行の公定歩合引上げ

南アフリカ準備銀行は、12月8日公定歩合を4.0%から4.5%に引き上げた。同行公定歩合は本年7月15日経済全般の過熱化傾向に対処して引き上げ(3.5→4.0%)られたが、その後も市中銀行の貸出は依然増勢を続け(本年1～10月間市中銀行貸出増加率+32%)、インフレ懸念がいっそう強まっていた。

今回の引上げに際し、同行 Dr. Rissik 総裁は次のようなステートメントを発表した。「今回の措置は当面国際収支および金外貨準備高(注)には問題はないものの、国内経済が漸次需要インフレ初期の段階に移行しつつあるためとられたものである。最近消費、役務に対する総通貨需要は供給可能量をかなり上回り価格上昇の要因となっている。このような経済環境においては借入金利が上昇して通貨および銀行信用の増大が抑制されることが望ましい。

(注) 本年10月末金外貨準備高697百万ドル(年初来-30百万ドル)

◇ナイジェリア中央銀行の公定歩合引上げ

ナイジェリア中央銀行は、12月12日以降公定歩合を4%から5%に引き上げた。同行ではさる11月中旬、商業銀行貸出の増勢(とくに不急不用輸入、賦払信用および個人向け貸出)と、貿易収支赤字の拡大傾向(本年1～9月中-62百万ドル、前年同期-22百万ドル)にかんがみ、商業銀行に対し貸出の抑制を要請したが、さらに国内景気の過熱化を防止するため公定歩合の引上げを行なったものとみられる。

ア ジ ア 諸 国

◇タイの1964/65年度予算

タイの1964/65年度(1964年10月～65年9月)予算案は、9月29日、国会を通過成立した。

その特徴としては、①歳出面で、道路建設、灌漑施設の拡充を中心とする経済開発費をはじめ、文教、公共福祉など社会開発関係支出、インドシナ情勢の不安定に対処した国防費などを増額し、総額では前年度予算比8.7%増を予定していること、②歳入面で、自然増収、徴税機構の整備改善による税収増加などを見込んで前年度予算比16%の増収を期待していること、③これにより財政赤字を18.5億パーツ(前年度23.1億パーツ)に抑え、インフレ圧力の軽減に努めていること、などをあげることができる。

タイの1964/65年度予算

(単位・百万パーツ)

	歳 出	
	1964/65 年度予算	1963/64 年度予算
経済開発費	3,375	2,682
文教関係費	2,169	1,976
国防費	1,930	1,754
公共福祉費	1,848	1,612
一般行政費	1,196	1,086
国内治安関係費	932	827
国債償還費	689	1,241
その他	281	252
合 計	12,420	11,430

	歳 入	
	1964/65 年度予算	1963/64 年度予算
税 収	9,235	8,260
専売収入など	281	254
国営企業収入	370	253
その他	684	353
計	10,570	9,120
借 入 金	1,850	2,310
合 計	12,420	11,430

(注) 1パーツは0.048米ドル

◇マレーシアの税制改正案

マレーシア政府は、11月25日、来年度予算に組入れを予定している税制改正案を発表した。

これは、開発支出の増高、対インドネシア紛争に伴う軍事費負担の増大などに対処して税収の増加をはかるとともに、現在なお不統一のままに残されているマラヤ、シンガポール、北ボルネオ、サラワクの税制を統一しようとするものである。その概要は次のとおり。

(1) 売上高税(売上高の0.5%)、賃金支払税(賃金支払総

額の2%)。ただし政府部門および小企業は免税)資本利得税(資産の保有期間に応じ5~20%)をそれぞれ新設する。

(2) ずず価格の高騰にかんがみ、ずず鉱山業者に対して特別利潤税(税率不詳)を課する。

(3) 個人所得税の最高税率を50%に統一する(現行、最高税率はシンガポール55%、マラヤ45%、北ボルネオ40%、サラワク10%)。

なお、本改正案の実施に伴う税収増加額は、年間147百万マラヤ・ドル(歳入総額の約2%に相当)と見込まれている。

◇韓国の1965年度予算の概要

韓国の明1965年度(暦年)予算案は、12月1日国会を通過成立した。

明年度予算は、本年度の追加更正予算(為替レートの切下げに伴う物価上昇により当初予算より8%増額)に比べ、12%の規模増大を示している。これは、国防費の著増(米国の軍事援助削減による)のほか、財政投融资(経済開発5ヵ年計画第4年度としてGNPで5%の成長を見込んでいる)が大幅に増大したことによるものであるが、歳入面で、税制改革と公共料金の引上げとにより増収をはかり、一応均衡することとなっている。その科目別内訳は下表のとおりである。

1965年度韓国予算

(単位・億ウォン)

科 目	歳 入		
	1965	1964	前年比%
租 税	421	364	+ 15.6
うち 国 税	321	279	+ 15.3
関 税	99	86	+ 15.7
専 売 益 金	57	47	+ 21.0
そ の 他	85	87	- 2.0
小 計	564	499	+ 13.0
米 国 援 助	285	255	+ 11.6
合 計	849	754	+ 12.5

科 目	歳 出		
	1965	1964	前年比%
一 般 経 費	368	345	+ 6.6
国 防 費	280	239	+ 17.4
投 融 資	197	167	+ 18.1
そ の 他	4	4	-
合 計	849	754	+ 12.5

(注) 1964年度は、さる9月国会を通過した追加更正予算額。